

～医療事故調査制度～ 医療事故と判断した後の説明にあたって

医療機関の皆様へ

医療機関の管理者（院長）が、医療事故調査制度に則り医療事故に該当すると判断した場合、医療事故調査・支援センター（以下、センター）に「医療事故」の報告を行います。

報告にあたっては、あらかじめご遺族への説明が必要となります。

今般、センターにおきまして、医療機関が「医療事故」の報告を行うと決定された際、ご遺族へ説明するための補助資料として、別添「ご遺族の皆様へ」を作成しました。医療事故調査制度の流れ等、図を用いて示していますので、説明の際にリーフレットとあわせてご利用いただけますと幸いです。

【医療法第6条の10】

病院、診療所又は助産所(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、医療事故(当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第六条の十五第一項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。

[説明する際の留意点などについて]

- ご遺族からセンターへの報告をしないようにとの申し出があった場合、「事故報告」を行うことは医療機関の義務であること※を丁寧に説明します。

※厚生労働省ホームページ「医療事故調査制度に関するQ&A」

- 院内調査の過程においては、ご遺族にも適宜ご協力いただくことを説明し、疑問や不明点がないか確認しながら、遺族が質問しやすいよう配慮します。
- 説明はできる限り専門用語を使わずに、わかりやすい表現で行うことが重要です。

【参考】研修ワークブック 院内調査のすすめ方 日本医師会

「医療事故の報告」にあたって

法律に基づく報告について

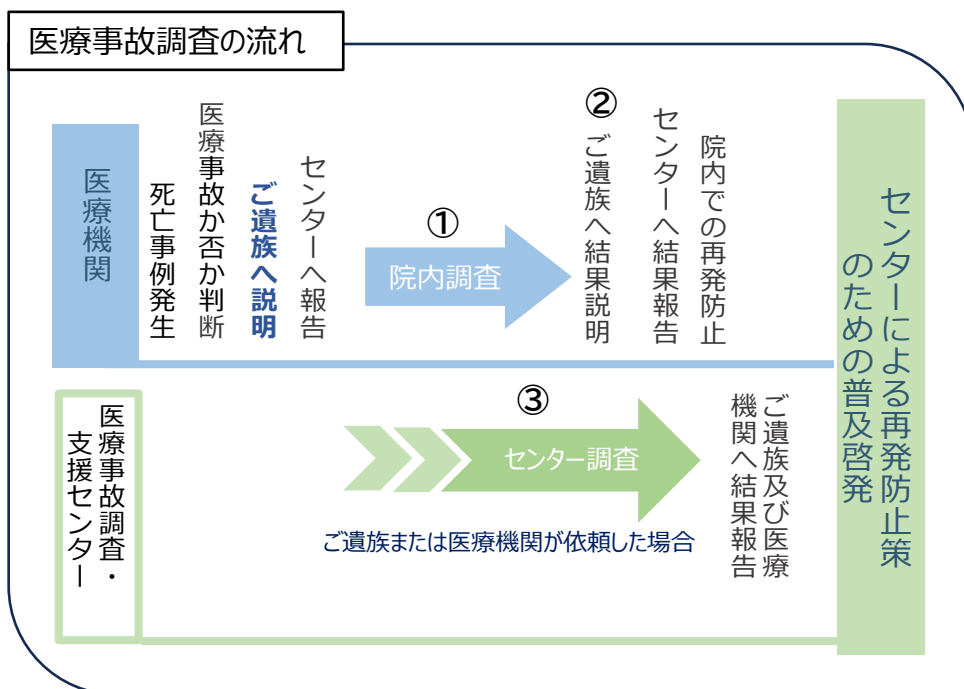


リーフレットもあわせてお読みください



「医療事故調査制度」は、医療機関が死因や事故の原因を自ら調査し、医療の安全につなげる制度です。このたび、患者がお亡くなりになられた経過等について院内で検討した結果、法律に基づく「医療事故※1」に該当すると判断したため医療事故調査・支援センターに報告します。

※1 この制度においては、「病院、診療所、助産所に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、その管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの」が「医療事故」として定義されており、医療事故調査・支援センターへの報告や院内調査の対象となります。



① 院内調査について

医療事故の原因を明らかにするために、今後速やかに必要な調査を行います。調査の際には、ご遺族へも聞き取り等のご協力をお願いする場合があります。

※院内調査の期間は事例の内容によって異なりますが、全国の統計によると、平均値が386日、中央値が307日です。
(医療事故調査・支援センター 2024年 年報より)

② ご遺族への結果説明について

院内調査が終了しましたら、調査結果についてご遺族へ説明し、その後センターにも報告します。

※ご遺族には、口頭又は書面、もしくはその双方の適切な方法により行い、遺族が希望する方法で説明するよう努めなければならないとされています（医療法第6条の11）。

③ センター調査について

「医療事故」としてセンターに報告後、ご遺族又は医療機関が第三者による調査を希望する場合、医療事故調査・支援センターによる調査（センター調査）を申し込むことができます。センター調査は、原則として院内調査終了後に行われます。

制度の詳細については「医療事故調査・支援センター」のホームページをご参照ください。

